

総務産業常任委員会会議録

- 1 日 時 令和2年6月8日(月)
15時18分開会 15時48分閉会
- 2 会議場所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：奥秋康子 副委員長：山下清美
委員：深沼達生、佐藤幸一、口田邦男、桜井崇裕
議長：加来良明
- 4 事務局 次長：宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
 - (1) 請願の審査について
 - ・請願第7号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願書
 - ・請願第8号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願
 - ・請願第9号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願
 - (2) 所管事務調査の申し出について
 - (3) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長（奥秋康子）：大変、本会議でお疲れのところ、お集まりいただきありがとうございます。只今から、総務産業常任委員会を開催する。議件は、ご承知のように、先程、本委員会に付託された請願3本であるが、それについて、皆さんにご審議していただきたいと思う。所管事務調査の申し出についても協議をしていただきたいと思うので、よろしく願います。

（1）請願の審査について

- ・請願第7号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願書

委員長：議件（1）の請願の審査について、請願第7号、新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願書について審査をしたいと思う。中身について、一読するため休憩する。

【休憩 15:19】

【再開 15:21】

委員長：再開する。請願については何かご意見はあるか。

（採択でよろしいとの声あり）

委員長：請願については採択でよろしいか。

（よろしいの声あり）

委員長：請願第7号については採択とする。

委員会審査報告は、6月12日の本会議で報告するが、本会議で採択になれば、所管委員会委員が提出者・賛成者になって意見書を提案するため、直接委員会には関係ないが、意見書案について確認する。意見書案を配付する。

（事務局において意見書案を配付）

委員長：配付した意見書案であるが、請願の内容と同じである。この内容で、意見書を提出してもよろしいか。

（よろしいの声あり）

委員長：この案のとおり、所管委員会委員が提出者・賛成者になって、新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書を提出することに決定する。

- ・請願第8号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願

委員長：請願第8号、2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願について審査する。内容についてお目通しいただきたいと思う。昨年に同様の請願が提出されているが、昨年との違いについて説明願いたい。

宇都宮次長：昨年も同じ時期、6月に地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願が出ているが、それと違う点について説明する。本文の上から2段目の「とりわけ」から始まる段落と、その下の「しかしながら」から始まる段落については、新型コロナウイルスの感染症対策に関する文章として新たに追加されている。そして、記以下の部分については1番から10番までであるが、1番から3番までは、新型コロナウイルスのことにに関して新たに追加されている。4番から10番までは、昨年と同じ趣旨の内容である。

委員長：確認であるが、トップランナー方式は、既に導入されていると思うがどうか。

宇都宮次長：そう。

委員長：事務局から説明があったが、請願内容について一読するため休憩する。

【休憩 15:24】

【再開 15:31】

委員長：それでは、再開する。

請願第8号については、採択してよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：請願第8号については、委員会としては採択に決定する。

本会議で採択になれば、所管委員会委員が提出者・賛成者になって意見書を提案するため、直接委員会には関係ないが、意見書案について確認する。意見書案を配付する。

(事務局において意見書案を配付)

宇都宮次長：意見書案と一緒に、参考として昨年の意見書も配付した。

委員長：意見書案の中身、お目通しいただいたか。よろしいか。

桜井委員：提出先は昨年度同じか。

宇都宮次長：そう。

桜井委員：新型コロナ対策の担当大臣として西村大臣が任命されているが。

宇都宮次長：西村大臣は、内閣府特命担当大臣の経済財政政策担当ということで提出先に含まれている。

委員長：それでは、お諮りする。この意見書案について、皆さんからご意見があれば、お聞かせをいただきたい。

(なしという声あり)

委員長：この意見書案をこのまま提出するというのでよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：この案のとおり、所管委員会委員が提出者・賛成者になって提出することに決定する

・請願第9号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願

委員長：請願第9号、2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願について審査する。内容をお目通しいただきたいと思う。

【休憩 15:35】

【再開 15:37】

委員長：それでは、再開する。

請願第9号については、採択してよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：請願第9号については、委員会としては採択に決定する。

本会議で採択になれば、所管委員会委員が提出者・賛成者になって意見書を提案するため、直接委員会には関係ないが、意見書案について確認する。意見書案を配付する。

(事務局において意見書案を配付)

委員長：只今、意見書案をお手元に配付したが、ご意見あるか。

口田委員：昨年度は文言を修正している。

委員長：昨年のように修正するか。

口田委員：昨年と整合性を持つ必要がある。

宇都宮次長：昨年は、記以下2番の「経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額980円）を下回らない水準に改善すること」を「2020年までに目標と掲げた額に達することができる段階的な水準とすること」に修正している。昨年の意見書の「最低賃金は、…2020年までに全国平均1,000円を目指す」の部分については、今回は、「2020年までに」という記載がなく「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」との記載となっている。文言について検討願いたい。

桜井委員：昨年の部分の「2020年」を消してもいいのではないか。

口田委員：昨年修正した「2020年」を消していいと思う。

桜井委員：目標を掲げた。

委員長：「2020年度までに」を消して、「目標と掲げた額に達することができる段階的な水準とする」ということでよろしいか。

(よいとの声あり)

委員長：それでは、記以下2番の「経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額994円）を下回

らない水準に改善すること」を、昨年の修正内容の「2020年度までに」のところを削除して、「目標と掲げた額に達することができる段階的な水準とする」に修正して、2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案を提出したいと思う。
以上で請願の審査を終了する。

(2) 所管事務調査の申し出について

委員長：9月定例会までの所管事務調査の申し出の関係であるが、皆さんから意見をいただきたい。新型コロナウイルスの状況により管外の視察調査は無理だと思うが。

口田委員：管外の視察調査は無理だと思う。管内で何かあるかないか。

委員長：管内でも、相手方があるので難しいのではないか。

口田委員：管内か町内で考えるしかない。

桜井委員：町内でもいまだに施設を見ることができない状況。

委員長：こういう機会なので、徹底的に町内のことを調査したほうがいいかもしれない。町外・管外は、今回は見送って、町内で考えてきてもらってもいいか。次回の委員会までに考えてきてほしい。
休憩する。

【休憩 15：46】

【再開 15：48】

委員長：再開する。それでは、今回の所管事務調査の申し出の項目は、委員の皆さんそれぞれ考えてきていただき、6月12日か15日に委員会を開催して決定したいと思うので、よろしく願います。

(3) その他

委員長：(3) その他について、委員の皆さんから何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：それでは、以上で総務産業常任委員会を終了する。大変ご苦勞様でした。

【 閉会 15：48 】